

熊本県公報

第13517号
令和8年(2026年)
3月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認(網田加入区外2加入区)……………(団体支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………(障がい者支援課) 1
- 熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱……………(循環社会推進課) 2
- 熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の一部を改正する要綱……………(〃) 3
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 3
- 道路の供用開始……………(〃) 4
- 荒尾都市計画下水道事業 荒尾公共下水道事業計画変更認可…(下水環境課) 4
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止……………(障がい者支援課) 5
- 熊本都市計画道路(益城東西線)の事業計画変更認可……………(都市計画課) 5
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施……………(畜産課) 5

公 告

- 道路の位置の指定……………(建築課) 7
- 道路の位置の指定……………(〃) 7
- 熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)……………(都市計画課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 7
- 保安林の指定施業要件変更に関する確定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示……………(森林保全課) 7

登 載 依 頼

- 令和7年度(2025年度)菊池地域保健医療推進協議会の開催……………(菊池地域保健医療推進協議会) 8
- 令和7年度(2025年度)阿蘇地域保健医療推進協議会の開催……………(阿蘇地域保健医療推進協議会) 9
- 令和7年度(2025年度)八代地域保健医療推進協議会の開催……………(八代地域保健医療推進協議会) 9
- 「平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)」の一部改正……………(警察本部地域課) 9

告 示

熊本県告示第217号
 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、網田加入区、八代加入区及び二見加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
 令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第218号
 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
 令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
相談サポート合同会社	訪問介護サポートセンター	4322000	令和8年(2026年)3月3日
荒尾市原万田762番	荒尾市原万田762番地1	93	

を「事業概要書（別記第8号様式）」に改め、同条第2項中「当該申請又は届出の前に協議」を「事前協議」に改める。
 第17条第1項中「事業計画の概要を記載した書類」を「事業概要書提出」を「提出」に改める。
 第19条中「各号に」の次に「掲げる事項の変更に」を加え、同条第1号ア中「・図面」を「及び図面」に改め、「規則」を削り、「構造に関する基準」の次に「（第23条で規定するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ウ中「及びイの意見、見解」を「、イの意見及び見解」に改め、同条第2号ア及び第3号ア中「規則」を削る。
 第20条第1号及び第3号中「手続。」を「手続」に改める。
 第21条第3項中「提出する」の次に「。また、知事、見解書が提出された場合は、当該見解書の写しを関係市町村長に送付する」を加え、同条第7項第1号中「規則」を削り、「審査。」を「審査」に改め、同項第2号中「踏まえ」を「踏まえた」に、「審査等」を「審査等」に改め、同号ア及びイ中「怖れ」を「おそれ」に改め、同条第8項中「交付するものとする」の次に「。なお、事前協議終了書の有効期間は、当該終了書の通知日か認めらるる場合はこの限りでない」を加える。
 第27条中「区域内」の次に「及び廃掃法、自動車リサイクル法等法令で定める基準に適合することが客観的に明確である場合」を加える。
 別表1の3の項を次のように改める。

3	廃掃法施行規則第10条の5第1項第1号ロ（1）に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類：（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 ※修了証の有効期限は以下のとおりとする。 新規講習会の修了証：5年 更新講習会の修了証：2年 ※過去に新規講習会の修了証を得ていない者は、新規講習会を受講し、修了証を得ること。
---	--

別表1の11の項中「の修了証の写し」を「であることを証する書類（修了証の写し、法施行規則第17条第1項に定める資格を証する書類）」に改め、同表19の項を同表20の項とし、同表18の項の次に次のように加える。

19	立地基準に対する対応状況を記載した書類
----	---------------------

附 則
 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県告示第220号

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
 令和8年3月13日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の一部を改正する要綱
 熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（令和元年熊本県告示第138号）の一部を次のように改正する。
 第5条中「事業計画書（指導要綱別表1の番号2、5及び10に掲げる書類を除く。）を公表した日から30日間、」を、「公表した日から30日間、事業計画書（指導要綱別表1の番号2、5及び10に掲げる書類を除く。）を」に改める。
 第6条中「掲示することにより行う」の次に「。なお、知事は公表内容をインターネットの利用その他の適切な方法により、説明会を開催する日までの期間、公表するものと判断される日までの期間、公表するものとする。また、関係地域の市町村は、関係地域の市町村が説明会の開催を不要と判断した場合、事前に」を加える。
 第8条第4項中「説明会を」を「説明会について、」に、「理由がある場合は、」を「理由がある場合、又は関係地域及び関係地域の市町村が説明会の開催を不要と判断した場合は、事前に」改める。

附 則
 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和8年（2026年）3月13日から60日間、熊本県土木部道路

都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名郡玉東町大字原倉字前 1674番4地先から 同所 1660番1地先まで	108.8	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)3月13日

熊本県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町字豊富 117番地先から 同所 118番2地先まで	70.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)3月13日

熊本県告示第223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

1 施行者の名称 荒尾市

2 都市計画事業の種類及び名称 荒尾都市計画下水道事業 荒尾公共下水道

3 事業施行期間 昭和43年(1968年)12月28日から令和15年(2033年)3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和43年建設省告示第4079号、昭和45年熊本県告示第187号、昭和45年熊本県告示第887号、昭和47年熊本県告示第237の6号、昭和47年熊本県告示第968号、昭和52年熊本県告示第192号、昭和54年熊本県告示第190号、昭和57年熊本県告示第1261号、昭和60年熊本県告示第271号、昭和60年熊本県告示第800号、平成元年熊本県告示第832号、平成6年熊本県告示第590号、平成12年熊本県告示第356号、平成15年熊本県告示第290号、平成16年熊本県告示第1020号、平成23年熊本県告示第312号、平成27年熊本県告示第594号、平成30年熊本県告示第628号及び令和2年熊本県告示第245号の事業地のうち、熊本県荒尾市大島町四丁目、大島字南新地及び海陽町一丁目において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

熊本県告示第224号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字前警荒3139番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第225号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木村敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山1番7、1番54、1番57、1番59、1番61

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木村敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労継続支援B型事業所 ひまわり芦北 葦北郡芦北町大字湯浦2 33番地6	特定非営利活動法人ひまわり芦北 葦北郡芦北町大字湯浦2 33番地6 平野 ゆかり	就労継続支援B型	令和8年(2026年)3月31日

熊本県告示第227号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木村敬

1 施行者の名称 益城町

2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・97号益城東西線

3 事業施行期間 令和5年(2023年)9月15日から令和13年(2031年)3月31日まで

4 事業地 収用の部分 令和5年9月15日熊本県告示第689号の事業地のうち、熊本県上益城郡益城町大字安永字宗曾利及び大字宮園字辻地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

熊本県告示第228号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおりヨーネ病、腐蛆病、伝達性海綿状脳症及び豚熱に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。
 令和8年（2026年）3月13日

熊本県知事 木 村 敬

1 実施の目的

ヨーネ病及び腐蛆病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。
 また、豚及びいのしし（以下「豚等」という。）の豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認する。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	山鹿市 (旧鹿本町) 菊池市 (旧旭志村)	令和8年(2026年)4月13日から令和8年(2026年)12月25日まで
	下益城郡美里町 上益城郡嘉島町 上益城郡益城町 上益城郡甲佐町 上益城郡山都町	令和8年(2026年)4月1日から令和8年(2026年)12月25日まで
	阿蘇郡産山村 阿蘇郡高森町	令和8年(2026年)5月7日から令和8年(2026年)12月18日まで
	球磨郡錦町	令和8年(2026年)5月1日から令和9年(2027年)2月26日まで
腐蛆病検査	県内全域	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
豚熱検査	県内全域	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ヨーネ病検査	(1) 24か月齢以上の乳用牛及び同居牛、並びに搾乳の用に供している牛 (2) その他、知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が検査に適さないと認めたものについては、検査を猶予することがある。
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項又は家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定月齢が満18か月齢以上で死亡しためん羊又は山羊並びに鹿	
豚熱検査	飼養している豚等のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚等	

4 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査は、血清を用いたスクリーニング法による抗体検査により判定する。
- (2) 腐蛆病検査は、蜂群について肉眼的観察及び死亡蜂児等を材料とした塗抹標本の染色・鏡検、その他の細菌検査により総合的に判定する。
- (3) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊並びに鹿の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法等により判定する。
- (4) 豚熱検査は、エライザ法及びその他必要な検査により実施する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。
(2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

公 告

熊本県公告第137号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区長嶺南三丁目7番43号
- 2 築造者の氏名 恩嘉系統株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字杉水字下源場819番19
- 4 道路の幅員 5.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 34.50メートル
- 6 指定年月日 令和8年(2026年)2月20日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第253号

熊本県公告第138号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 玉名市松木18番地8
- 2 築造者の氏名 株式会社不動産land
- 3 道路の位置 玉名市中尾字馬場191番7
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 40.12メートル
- 6 指定年月日 令和8年(2026年)2月25日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第259号

熊本県公告第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画(笹原第四地区)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第140号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字中市1524番1、同1525番3、同1526番3、同1530番2及び同1530番7
2,709.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンイレブン・ジャパン

熊本県公告第141号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を上天草市役所に掲示する。

令和8年(2026年)3月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 所在の不明な者の氏名
芦原 秋義、伊藤 佐八郎、井手口 庸光、井流 ユキ、浦上 米作、浦嶋 義弘、

- 5 人
 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 6 問合せ先
 菊池市限府1272-10
 菊池地域保健医療推進協議会事務局
 熊本県菊池保健所総務企画課内
 (電話0968-25-4156)

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

令和7年度(2025年度)阿蘇地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和8年(2026年)3月13日

阿蘇地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
 令和8年(2026年)3月23日(月) 午後2時30分から午後3時30分まで
 2 開催場所
 阿蘇市一の宮町宮地2402
 阿蘇地域振興局2階 総務振興課会議室
 3 議題(予定)
 (1) 第8次熊本県保健医療計画(阿蘇圏域編)の進捗状況について
 (2) 第8次熊本県保健医療計画の中間見直しについて
 (3) その他
 4 傍聴者の定員
 10名
 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 6 問合せ先
 阿蘇市一の宮町宮地2402
 阿蘇地域保健医療推進協議会事務局(熊本県阿蘇保健所総務福祉課内)
 (電話0967-24-9030)

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

令和7年度(2025年度)八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和8年(2026年)3月13日

八代地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
 令和8年(2026年)3月23日(月) 午後3時から午後4時30分まで
 2 場所
 八代市西片町1660番地
 熊本県県南広域本部 5階 大会議室 (八代総合庁舎5階)
 3 議題
 (1) 第8次熊本県保健医療計画(八代圏域編)の取組状況及び評価について
 (2) 救急医療専門部会の報告について
 (3) その他
 4 傍聴者の定員
 10人
 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 6 問合せ先
 熊本県八代市西片町1660番地
 八代地域保健医療推進協議会事務局(熊本県八代保健所総務企画課内)
 (電話0965-33-3197)

熊本県公安委員会告示第1号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、令和8年

3月30日から施行する。
令和8年3月13日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

1の表熊本南警察署小島駐在所の項中「小島下町」の次に「、上松尾町、中松尾町、西松尾町、松尾一丁目、松尾二丁目、松尾町近津、松尾町平山」を加え、同表熊本南警察署松尾駐在所の項を削り、同表八代警察署坂本駐在所の項中「坂本町鮎婦ほ」の次に「、坂本町荒瀬、坂本町市ノ俣、坂本町鎌瀬、坂本町川嶽、坂本町百済来上、坂本町百済来下」を、「坂本町坂本」の次に「、坂本町田上、坂本町鶴喰」を、「坂本町中谷は」の次に「、坂本町中津道、坂本町葉木」を加え、同表八代警察署川岳駐在所の項を削る。